資料３

令和 8 年 11 月 27 日
第 151 回産業統計部会

＜農業経営統計調査＞

調査実施者 説明資料

（審査メモで示された論点に対する回答）

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

Ⅰ　今回申請された変更

1　報告者の選定に関する変更

（論点）

①　営農類型別の報告者数について、具体的にどのような算定方法により求めているのか。目標精度の設定の考え方、算定に用いる分散等の数値を含めて説明いただきたい。

また、報告者数の変動の要因を明らかにするため、営農類型のうち一例を挙げ、変更前後それぞれを説明いただきたい。

（回答）

1　営農類型別の報告者数については、次のとおり算出している。

＜算定式＞

ni＝i 番目階層の標本の大きさ

N＝ 母集団の大きさ

Ni＝ i 番目の階層の経営体数

L＝ 階層数

C＝ 目標精度

Si＝ i 番目階層の xの標準偏差の推定値

n＝ 標本の大きさ

$\bar{x}$＝ x の経営体平均の推定値（x は、目標精度を設けた指標（農業粗収益））

$$n = \frac{\left(\sum_{k=1}^{L} \frac{Nk}{N} Sk\right)^2}{(C\bar{x})^2 + \sum_{k=1}^{L} \frac{Nk}{N^2} Sk^2} \fallingdotseq \left(\frac{\sum_{k=1}^{L} \frac{Nk}{N} Sk}{C\bar{x}} \right)^2$$

$$ni = n \cdot \frac{Ni}{N} Si \Big/ \sum_{k=1}^{L} \frac{Nk}{N} Sk$$

Si 、$\bar{X}$ は、直近数年平均（３年程度）を用いる。

（注）農産物価格の変動を吸収するため、農林業センサス直近の本調査実績の３年平均を用いている。

2　令和９年体系の目標精度の設定については、令和４年～６年までの実績精度を基に検討を行っており、近年の標準誤差率が目標精度を満たしているものは、そのまま据え置きとしつつ、満たしていなかったものは、実績精度を基に目標精度を見直している。

3　例として、目標精度を据え置いた「水田作経営」の個人経営体では、前回の令和４年体系時に用いた標準偏差は、19,898 千円だったが、今回の見直しでは、令和４年～６年の実績を用いた標準偏差は 17,334 千円となり、必要な報告者数は、令和４年体系の 768 経営体から 130 経営体減少した 638 経営体となった。

（論点）

② 一部の営農類型では報告者数が極めて少ない区分がみられるが、このような区分について、結果精度や推計値の安定性をどのように評価しているか。
また、全国の代表値として利活用する上で支障はないか。

（回答）

現行においても標本理論に基づき、必要最低限の標本サイズにより調査を設計しており、報告者負担及び標本抽出率との兼ね合いで極めて少ない区分についても妥当であると考えている。

なお、推定値の妥当性については、公表する際に集計経営体数と標準誤差率を公表しており、併せて本調査の目的でもある各政策の立案及び成果検証を行う利活用部局とも推定値の妥当性についても確認を行った上で公表を行っており、支障は生じていないと考えている。

（論点）

③ 今後、母集団の縮小が更に進んだ場合においても、現在の標本設計を維持し、必要な結果精度を確保することが可能と考えているか。経営調査においても、母集団構造や社会経済情勢の変化に留意しながら、標本の代表性を確保できるよう、報告者数を不断に見直す必要があるのではないか。

（回答）

継続的な変動傾向等を把握する調査において、頻繁に調査設計を行う見直しは適当ではないと考えている。

一方、母集団の縮小と結果精度には直接的な関係はないと考えているものの、標本調査が効率的な調査としてそぐわないほどの母集団や農業構造の変化が生じた場合は当然、営農類型区分の変更等の調査設計の変更を検討する必要がある。

なお、本調査は１経営体当たりの農業粗収益を指標として目標精度を設定し標本配分し実施しており、社会経済情勢の変化は、調査結果に反映されていると思料。

母集団構造の変動については、農業構造動態調査結果を基に、調査年次に適した復元推計に用いる推定母集団を算定して、拡大乗率を求め集計している。

したがって、現時点において現行の農林業センサス更新時以外での調査設計見直しは不要と考えている。

２　調査票・調査事項の変更

（論点）

① 過去の調査において、どのような記入誤りや疑義照会等が生じているのか。
また、今回の調査票・調査事項の見直しによって、これらの課題がどのように改善されると考えているか、具体例を示しながら説明いただきたい。

（回答）

本年２月の第 226 回統計委員会においてご報告したとおり、記入漏れ・記入誤りが確認できたところである。

＜記入漏れ＞

各設問にある「有無」の回答（約７割）

生産概況の面積又は生産量について、用途別に把握していない。

（面積又は生産量の比率によって、按分してよいか聞取り補正）

＜記入誤り＞

青色申告決算書から転記する際に、記入不要な項目（斜線を引いていた項目）を次の項目に転記

面積等の単位誤り（ａで記載すべきところが㎡で記載）

＜課題：有無の記入漏れ＞

【旧調査票】では、各設問に有無を回答いただく項目があり、背景を青色で囲っていたが、他の回答項目とレイアウトが異なるため説明欄と勘違いされている可能性があった。

＜改善：レイアウト変更＞

有無を回答いただく項目についても、他の回答項目と同様のレイアウトに変更することとした。

＜効果＞

このことにより、疑義照会時間が減少し、疑義照会に係る報告者・調査実施者双方の負担が軽減すると考えている。

例示【旧調査票】

1－2　期末（12月31日）時点の土地の状況についてお伺いします。

経営している田～採草放牧地がありますか。

はい → 本年欄に記入してください。　いいえ → 4頁の【2】へお進みください。

土地の状況を記入してください。貸している面積は含みません。

区　分	前　年		本　年	
	経営面積 (a)	うち借入地 (a)	経営面積 ha a	うち借入地 ha a
田				
畑（樹園地、牧草地を除く。）				
樹　園　地（茶の植栽面積を含む。）				
牧　草　地				
採草放牧地				

【新調査票】

1－2　期末（12月31日）時点の土地の状況についてお伺いします。

経営している田、畑、樹園地、牧草地及び採草放牧地がありますか。

「はい」か「いいえ」に〇を記入してください。

はい → 本年欄に記入してください。

いいえ → 4頁の【2】へお進みください。

土地の状況を記入してください。貸している面積は含みません。

区　分	前　年		本　年	
	経営面積 a	うち借入地 a	経営面積 ha a	うち借入地 ha a
田				
畑（樹園地、牧草地を除く）				
樹　園　地（茶の植栽面積を含む）				
牧　草　地				
採草放牧地				

・**牧草地**とは、専ら牧草の栽培を行う耕地をいいます。
・**採草放牧地**とは、自生する野草を飼料用や肥料用に採草したり、放牧に利用する土地をいいます。

＜課題：青色申告決算書からの転記誤り＞

【旧調査票】では、報告者の負担を軽減することを目的として小計欄などは記入不要としていたが、そのことにより、記入欄を誤ってしまったと思われるケースが発生。

（[販売金額（①）] ～ [雑収入（③）] の合計と [農産物の棚卸高（期首）（⑤）] が一致。）

＜改善：斜線の削除＞

報告者の負担は若干増えてしまうが、青色申告決算書の様式どおりに転記できるように斜線を削除することとした。

＜効果＞

このことにより、疑義照会時間が減少し、疑義照会に係る報告者・調査実施者双方の負担が軽減すると考えている。なお、青色申告決算書等の写しを提供いただくことにより、記入を省略できる手法は継続する。

【旧調査票】記入イメージ

2－1　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

科目			青色申告決算書No	収支内訳書No	前年 金額（円）	本年 金額（円） 億	万	千	百	十	一
収入	販売金額		①	①		1	0	0	0	0	0
	家事消費金額・事業消費金額		②	②			1	0	0	0	0
	雑収入		③	③			1	0	0	0	0
	小計		④	④							
	農産物の棚卸高	期首	⑤	⑤		1	1	1	0	0	0
		期末	⑥	⑥							
	収入計		⑦	⑦							
	租税公課		⑧	㋑		1	1	1	0	0	0

【新調査票】記入イメージ

2－1　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

科目			青色申告決算書No	収支内訳書No	前年 金額（円）	本年 金額（円） 億	万	千	百	十	一
収入	販売金額		①	①		1	0	0	0	0	0
	家事消費金額・事業消費金額		②	②			1	0	0	0	0
	雑収入		③	③			1	0	0	0	0
	小計		④	④		1	1	1	0	0	0
	農産物の棚卸高	期首	⑤	⑤							
		期末	⑥	⑥							
	収入計		⑦	⑦		1	1	1	0	0	0
	租税公課		⑧	㋑							

（論点）

② 原則として自計方式で実施する調査として、調査事項は報告者が自ら正確に回答できる内容・詳細度となっているか。
これまでも統計委員会の審議において調査事項の見直しを求められてきたところ、これ以上の調査事項の簡素化又は削除は困難との理解でよいか。

（回答）

調査事項については、政策の立案上必要な項目のみ把握することを目的としつつ、報告者の負担を勘案しながら、決定しているところである。

従来は、調査を熟知した職員及び調査員による他計調査で実施していたことから、専門性の高い表現などについても対応が出来たところ。令和６年調査からは、報告者自らの自計報告となったことから、記入漏れや記入誤りが他計調査に比べ多く発生したため、平易な表現への変更や判断に迷う項目の整理等の見直しを行うものである。

「これ以上の調査事項の簡素化・削除」については、現時点では、ご認識のとおり困難である。

（論点）

③ 「主食用米」、「加工用米」及び「新規需要米等」の調査事項を「水稲」に統合した場合、今後、これらの区分別の作付面積等は把握されなくなるのか。

（回答）

ご指摘のとおり、営農類型別経営統計においては、「水稲」に統合することにより「主食用米」「加工用米」及び「新規需要米等」の区分別の作付面積等の把握は行われなくなるものの、米の需給見通しを把握する目的で、別途、各用途別の作付面積を各都道府県からの届出により把握しており、全国及び都道府県別の実績が公表されている。

４　集計事項の変更

（１）集計事項の簡素化

（論点）

① 今回削除することとしている集計事項について、それぞれ、どのような目的・必要性から集計していたのか。
また、その目的・必要性は現在どのような状況にあるのか。

（回答）

これまでの集計事項については、過去に政策部局から要望を受けて組替（カスタマイズ）集計（以下、「組替集計」という。）したもの（○○作１位経営）や、青色申告決算書作成の有無を調査項目として把握していたことから、集計事項として追加してきた経緯がある。

今回の見直しに当たり、集計事項について現在の利活用状況を確認したところ、利活用の実績が無かったことから、削除するものである。

（論点）

② 今回削除することとしている集計事項について、関係府省その他の統計利用者への照会等を含め、現在の利活用状況をどのように把握したのか。

（回答）

今般、省内及び他省庁の利活用部局として把握している部署に対して、調査計画の変更内容について、利活用上の支障が生じるかどうかを確認したところ、支障がないことが確認できたため、一部集計事項の削除を申請したところである。

（論点）

③ 今回削除することとしている集計事項について、仮に統計利用者からの強い要望があった場合、当初予定した集計以外の集計として提供する余地はあるか。

（回答）

これまでも、組替集計の要望に関しては、柔軟に対応を行っているところであり、今後も同様に対応することとしている。

（２）個人経営体の集計区分の一部見直し

（論点）

＜前提＞

①　「農業所得主経営体」、「農外所得主経営体」、「主業経営体」、「準主業経営体」及び「副業的経営体」について、それぞれの定義及び相互の関係を、改めて説明いただきたい。

（回答）

これらの定義は、次のとおり、農林業センサスと同じ定義である。

①　農業所得主経営体は、世帯所得の 50%以上が農業所得の個人経営体

②　農外所得主経営体は、世帯所得の 50%未満が農業所得の個人経営体

③　主業経営体とは、農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体

④　準主業経営体とは、農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体

⑤　副業的経営体とは、自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体

表　農業所得主経営体等の定義について

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分指標</td><td colspan="3">自営農業に 60 日以上従事している
65 歳未満の世帯員</td></tr>
<tr><td colspan="2">いる</td><td>いない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">経営体の所得全体に占める比率</td><td rowspan="2">50%以上</td><td colspan="3">①農業所得主経営体</td></tr>
<tr><td>③主業経営体</td><td>⑤副業的経営体
（主業経営体以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50%未満</td><td colspan="3">②農外所得主経営体</td></tr>
<tr><td>④準主業経営体</td><td>⑤副業的経営体
（準主業経営体以外）</td></tr>
</table>

（論点）

＜経営調査における集計区分の変更理由＞
② 農業所得を基準とする「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」を主要な集計区分としつつ、従来の主副業別区分についても引き続き集計することには、それぞれどのような利活用上の必要性があるのか。
また、「（参考）副業的経営体」とは、どのような位置付けの集計なのか。

＜経営調査において「副業的経営体」の用語を用いる妥当性＞
③ 経営調査において、副業的経営体の用語を引き続き使用しなければならない理由は何か。

（回答）

主副業別の集計については、現行の「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月）におけるＫＰＩの「販売金額における主業経営体＋法人等団体経営体シェア」や、「（参考１）主な耕種農業に関する農業構造の見通し」（参考資料を参照）において、主副業別の経営体のデータが使用されており、その他の各政策部局の利活用においても、主副業別の調査結果を用いての政策の立案及び効果の検証が行われていることから、主副業別の集計項目継続については、強い要望がある。

また、昨今、国会審議等においても、農業を営みとし、持続的な経営体の経営状況として、主業経営体の農業所得について問われているところ。

以上のことから、2025年農林業センサスの集計項目と表現を揃え「（参考）副業的経営体」を用いているところ。

こうした利活用の実績がある中で、属性が同じ対象者の集計を異なる名称で集計・公表するのは利活用者に対して無用な混乱を招くこととなると考えている。

なお、「農業所得主経営体」「農外所得主経営体」については、2025年農林業センサスで初めて採用されたものであり、現時点において利活用の実績は確認できていない。

Ⅱ　過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

１　調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

（論点）

> **農業経営体全体の推計について、農林業センサス及び農業構造動態調査の結果をどのように用いて推定母集団を作成し、復元推計を行っているのか、具体的に説明いただきたい。**

（回答）

個人経営体及び水田作の集落営農を除く法人経営体について、農林業センサス実施年（令和２年及び７年）の調査結果については、農林業センサスを母集団として復元推計を実施。

次年度以降は、前年の母集団に農業構造動態調査から算出した母集団の増減率を乗じて推定母集団を作成し直し、拡大乗率を決定している。

法人経営体のうち、水田作の集落営農については、毎年実施されている集落営農実態調査を用いて推定母集団を作成し、拡大乗率を決定している。

２　令和９年調査に向けた検討

（論点）

> **令和６年調査以降の実査上の課題はどのようなものがあり、令和９年調査ではどのような対応をするのかについて、調査計画を変更するもの、調査計画の変更は伴わないが運用上で対応するものなどに整理し、改めて説明いただきたい。**

（回答）

令和６年調査以降の報告者による自計報告において、調査項目の理解不足や項目の認識誤り等による、記入漏れ・記入誤りが他計調査と比べて多く発生したことから、民間事業者の記入サポートや照会時の詳細な対応記録を基に、調査票の表現や設問様式の変更、詳細調査項目の整理を行うこととした。

運用上では、報告者用の調査票記入マニュアルについて、令和６年調査において明らかになった課題を踏まえて見直し、令和７年調査を実施している。

また、民間事業者の調査員やオペレータ向けの研修資料の拡充を継続して行っているところである。

３　更なる将来を見据えた在り方の検討

（論点）

本調査に係る実査の担い手不足による調査継続の困難性、及び、農業経営体の減少による報告者選定の困難性が、今後一層強まる蓋然性が極めて高い中、本調査の継続的な実施について、農林水産省として、どのような検討をしているか。

（回答）

本調査においては、実査の担い手不足及び調査の継続性の確保に向けた対応として、令和６年調査より、民間委託を導入したところである。

今後の継続的な調査実施に向けた検討については、報告者数の確保に向けた、報告労力の軽減を進めていくこととなるが、現在の利活用状況を鑑みた場合、今以上の調査項目の削減は現実的ではないと思料。

現時点では、今回の見直しと同様に、民間事業者からもたらされる詳細な対応データ等を用いて、より分かりやすい調査票や記入マニュアル等の整備を継続的に進めていくこととする。

参考資料

食料・農業・農村基本計画
（抜粋）

令和７年４月

第３　食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標

１　目標等の設定の考え方

基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標を設定した。

具体的な目標については、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策を踏まえた上で設定するとともに、その施策の有効性を示すKPIを設定し、少なくとも年１回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行う。

なお、目標年（2030 年（年度））の食料自給率の設定に係る国内消費仕向量については、第４のⅠの１に掲げる品目ごとの消費・流通等の施策を見込んで設定した。また、生産量については、需要に応じた生産や、第４のⅠの１に掲げる品目ごとの課題に対して講ずる施策を踏まえ、実現可能な生産量を、輸出量も見込んで設定した。

２　目標並びに食料、農業及び農村に関する施策の KPI 一覧

（１）我が国の食料供給

	目標（2030 年（年度））		KPI（2030 年（年度））	
国内の食料供給	○食料自給率 ・供給熱量ベースの総合食料自給率※1	38%(2023 年度)→45%	・品目(青刈りとうもろこし等飼料作物を含む)ごとの生産量・輸出量、単収、作付面積、国内消費仕向量	別表１
	・生産額ベースの総合食料自給率※2	61%(2023 年度)→69%	・麦、大豆、加工・業務用野菜の国産切替量	麦 275,000t、大豆 125,000t、加工・業務用野菜 320,000t
	・摂取熱量ベース食料自給率※3	45%(2023 年度)→53%	・国産小麦・大豆の保管数量	国産小麦 ：28,774t(2023 年度) →90,000t 国産大豆 ：6,258t(2023 年度) →25,500t
			・飼料自給率	27%(2023 年度)→28%
			・供給熱量ベースの食料国産率※4	47%(2023 年度)→54%
			・生産額ベースの食料国産率※5	67%(2023 年度)→76%
	○食料の備蓄の確保（米・麦）		・国産小麦・大豆の保管数量【再掲】	国産小麦 ：28,774t(2023 年度) →90,000t 国産大豆 ：6,258t(2023 年度) →25,500t
食料自給力の確保				
人・農地・技術	サスティナブルな農業構造			
	○49 歳以下の担い手※6数	現在の水準(4.8 万(2023 年))を維持	・農業分野における生産年齢人口(15～64 歳)のうち 49 歳以下のシェア	全産業並に引上げ 農　業：54.3%(2024 年) 全産業：64.0%(2024 年)
			・地域の方針策定に参画する女性農業者の割合	農業委員 ：14%(2023 年)→30% 農協役員 ：9.6%(2022 年)→20% 土地改良区理事 ：1.4%(2023 年)→10%
			・販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア	84%(2023 年)→９割
			・担い手への農地集積率	60.4%(2023 年度)→７割
			（参考指標）農業法人の主要経営指標	損益分岐点比率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、自己資本比率、借入金依存度、総資本回転率

			農地の確保			
			○農地面積※7	427 万 ha(2024 年) →412 万 ha	・農用地区域内の農地面積目標の達成状況	農用地等の確保等に関する基本指針に即して設定
					・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合※8	100%を維持
					（参考指標）水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積の割合	０割(2024 年度)→８割以上
					・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合	約５割(2023 年度)→９割以上
			生産性の向上(労働生産性・土地生産性)			
			○１経営体当たりの生産量(生産量/経営体数) ○生産コストの低減※9	47t/経営体 (2023 年) →86t/経営体 (1.8 倍) 米：(15ha 以上の経営体) 11,350 円/60kg (2023 年) →9,500 円/60kg 小麦、大豆 ：２割減(現状比)	・生産コストの低減※9 米：(全体) 15,944 円/60kg(2023 年) → 13,000 円/60kg 小麦:(田) 10,400 円/60kg(2023 年) → 9,300 円/60kg (畑) 7,700 円/60kg(2023 年) → 6,200 円/60kg 大豆:(田) 22,800 円/60kg(2023 年) → 18,000 円/60kg (畑) 16,700 円/60kg(2023 年) → 14,600 円/60kg	
					・水稲作付面積 15ha 以上の経営体の面積シェア	約３割(2020 年)→５割
					・大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合	６割削減(現状比)
					・スマート農業技術を活用した面積の割合	約 20%(参考値)(2024 年) →50%
					・スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合	100%
					・スマート農機の出荷台数割合	25%(2023 年)→50%
					・サービス事業者の経営体数	5,701 経営体(2020 年) →7,900 経営体
					・支援対象スタートアップの売上額	3,600 億円
					・品目ごとの単収	別表１
					・多収化や高温耐性などに資する品種の育成	35 品種(純増)
					（参考指標）農家のデータ活用割合	58.5%(2024 年２月現在)
		生産資材	肥料の安定供給の確保			
			○肥料の国内資源利用拡大と化学肥料原料の備蓄の確保		・リンの国内資源利用割合	25%(2021 年度)→40%
					（参考指標）窒素、カリの国内資源利用割合	窒素 16%(2021 年度)→25% カリ 25%(2021 年度)→44%
					・りん安、塩化加里の備蓄状況	年間需要量の３か月分
			農薬の安定供給の確保			
			○防除ニーズに対応した農薬の確保		・防除ニーズに対応した新規農薬の登録数	31 件(直近５年間(2019 年～2023 年)累計)→30 件(５年間累計)
					（参考指標）農薬の再評価実施数	43 件(2021 年度～2023 年度累計)
					（参考指標）農薬の安定供給に係る数値	207,621t(国内需要量)、 218,353t(国内製造量)(令和４年 10 月～令和５年９月)
			種苗の安定供給の確保			
			○主な穀物の国産種子の完全自給の継続		・稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率	100%(現状維持)
					（参考指標）野菜種子の安定供給に係る数値(地域別輸入割合) ※輸入元不明の種子は除く。	アジア：19.0%、欧州：29.2%、北米：20.2%、中南米：17.1%、アフリカ：6.0%、オセアニア：8.5%(2023 年)
			飼料の備蓄の確保			
			○一時的な輸入停滞等にも対応可能な備蓄の継続		・飼料穀物の備蓄量	約 100 万 t(現状維持)
					（参考指標）飼料作物種子の安定供給に係る数値(地域別輸入割合)	アジア：4.3%、欧州：10.7%、北米：50.2%、中南米：2.2%、アフリカ：0.4%、オセアニア：32.1%(2023 年)
					（参考指標）その他の資材(農業機械、青果物用段ボール、農業用フィルム)の安定供給に係る数値	農業機械(製品ベース) ：3,552 億円(国内需要量)、 4,720 億円(国内製造量)(2023 年) 青果物用段ボール ：993,000 千㎡(国内需要量)、 992,008 千㎡(国内製造量)(2023 年) 農業用フィルム ：73,926t(国内需要量)、 69,085t(国内製造量)(2023 年)

（参考１）主な耕種農業に関する農業構造の見通し

１　趣旨

農業者の減少や高齢化が見込まれる中、食料自給力を確保するには、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を通じ、農地の適正利用を推進していくことが不可欠である。

離農農地を引き受ける担い手をはじめ、様々な農業関係者が、将来に向けて一定の見通しを持って農地の集積・集約化に取り組めるように、主な耕種農業について、2020 年の実績値と比較する形で 2030 年における営農部門ごとの経営形態別経営体数や平均経営規模の見通しを示す。

２　主な耕種農業に関する農業構造の見通し

（１）経営体数

（万経営体）

	土地利用型農業		稲作		稲作以外	
	2020	2030	2020	2030	2020	2030
農業経営体計	59.8	27.4	54.3	23.6	5.5	3.8
法人等団体経営体	1.6	2.1	1.2	1.6	0.4	0.5
主業経営体	8.2	3.6	6.2	2.7	2.0	0.9
準主業・副業的経営体	50.0	21.7	46.9	19.2	3.1	2.5

（万経営体）

	露地野菜		施設野菜		果樹	
	2020	2030	2020	2030	2020	2030
農業経営体計	10.4	6.2	6.1	4.6	12.9	6.5
法人等団体経営体	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2
主業経営体	3.7	1.8	3.5	1.7	3.9	1.9
準主業・副業的経営体	6.4	4.0	2.4	2.5	8.8	4.3

※　農林業センサスの「販売金額１位の部門別」データを用い、2030 年値については、2010 年から 2020 年までの 10 年間のすう勢（法人等団体経営体の増加、個人経営体の減少や基幹的農業従事者の減少など）に基づき推計。

注　土地利用型農業は、稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の合計。

（２）平均経営規模（１経営体当たりの経営耕地面積）

（ha／経営体）

	土地利用型農業		稲作		稲作以外	
	2020	2030	2020	2030	2020	2030
農業経営体計	3.2	5.6	2.8	4.9	7.5	9.6
法人等団体経営体	27.7	32.8	28.9	33.2	24.1	31.1
主業経営体	8.5	12.4	7.2	10.4	12.7	18.7
準主業・副業的経営体	1.5	1.8	1.5	1.8	2.2	2.5

（ha／経営体）

	露地野菜		施設野菜		果樹	
	2020	2030	2020	2030	2020	2030
農業経営体計	2.5	3.3	1.7	1.8	1.2	1.4
法人等団体経営体	15.6	16.2	4.3	4.7	4.8	5.9
主業経営体	4.0	5.0	1.9	2.0	1.8	2.0
準主業・副業的経営体	1.1	1.2	1.1	1.2	0.8	0.9

※　農林業センサスの「販売金額１位の部門別」データを用い、2030 年値については、2010 年から 2020 年までの 10 年間の平均経営規模（１経営体当たり経営耕地面積）のすう勢、地域計画を核とする取組を通じた農地の集積・集約化の加速化を考慮し推計。